上北だより

令和５年(2023 年)４月 28 日
練馬区立上石神井北小学校
校　長　　本　橋　　教　子

聞く

校長　本橋　教子

時に暑さも感じますが、爽やかな新緑の季節となりました。

4月6日の始業式、入学式から早くも一か月が経とうとしています。先日は１年生と２年生の交流会や学校たんけんもあり、子供たちも新しい環境に慣れ始めたところではないでしょうか。

どの学年もやる気満々でスタートしました。子供たちはこのひと月、無我夢中で頑張ってきたことと思います。必死で頑張る中でも、楽しく学校生活を送ることで充実した毎日になっていてくれれば、教員一同、大変嬉しい限りです。1 年生では、入学式の翌日の朝、始めて一人で校庭に並んで、「くつばこがないです。」と SOS を出していた子供たちも、今は着々と一人で朝の支度ができるようになっています。6年生の手を借りていた入学直後が嘘のように、今では遊びを楽しむ余裕もあります。

学校では違う環境で育つ子供たちが同じ空間で、様々なことに挑戦します。これが社会人として強く生きる力を育む集団生活（第１次集団である家族から第２次集団へ）の入り口となるわけです。しかし、新しいことに向かうのは大人でも大変なことです。そんなプレッシャーの多い中で仲良く過ごすには相手を許したり、がまんしたりしなくてはならないこともたくさんあったことでしょう。

そんなふうに、この４月は新しい環境への順応をし、大きく子供たちは成長していきます。子供たちのここまでの努力にこのゴールデンウィークを利用してじっくりと耳を傾けていただければと思います。

頑張ってきた一つ一つを、子供の目からはどう捉えていたのか。様々な出来事に対して意見を聞くと、思いのほか大人の捉え方とは違っていて驚いたことも数多くありました。子供たちは大人に心配をかけまいと虚勢を張ったり、その逆になったりすることも多々あります。子供たちは「頑張った」「つらかった」「楽しかった」など感じたそのままを聞いてもらうだけで、次のステップに向かう力をもつことができるのではないでしょうか。

5月は体育学習発表会に向けての練習も始まり、各学年の絆も深まっていく時期です。ご家庭からのご支援を今後とも宜しくお願いいたします。

4月号で新1年生の数を 144 名と示しましたが、正しくは 146 名です。訂正いたします。

・水、金曜日は S 時程。下校時刻が 15 分早まります。
・相談員、スクールカウンセラーの勤務は以下の通りです。

【予約・相談】 電話番号　090-7197-4465

☆こころのふれあい相談員	◆スクールカウンセラー
内田先生	密田先生
火・金曜日	木曜日
8:30～16:30	8:30～17:00

５月の学校行事と授業時数

日	曜	学校行事	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	月	視力(1) 安全指導	4	5	5	5	5	5
2	火	全校昼会	4	5	6	6	6	6
3	水	憲法記念日						
4	木	みどりの日						
5	金	こどもの日						
6	土							
7	日							
8	月	発育・視力・聴力(く) 委員会活動 新体力テスト始	4	5	5	5	6	6
9	火	4時間授業　個人面談 国学力調査(6)	4	4	4	4	4	4
10	水	避難訓練	4	5	5	5	5	5
11	木	4時間授業 個人面談　お米の学校(5)	4	4	4	4	4	4
12	金	4時間授業(研究会のため) 腎臓病健診・予備日	4	4	4	4	4	4
13	土							
14	日							
15	月	4時間授業 個人面談	4	4	4	4	4	4
16	火	4時間授業 個人面談	4	4	4	4	4	4
17	水	4時間授業 個人面談　都学力調査(6)	4	4	4	4	4	4
18	木	内科健診(123 く) 児童集会	4	5	5	6	6	6
19	金		4	4	5	6	6	6
20	土							
21	日							
22	月	クラブ活動②	4	5	5	6	6	6
23	火	耳鼻科健診(全) セーフティ教室(1) たてわり班活動	4	5	5	5	5	5
24	水		4	5	5	5	5	5
25	木	腎臓病健診・2次	4	5	5	6	6	6
26	金		4	4	5	6	6	6
27	土							
28	日							
29	月	委員会活動(6月分)	4	5	5	5	6	6
30	火	児童集会	4	5	6	6	6	6
31	水		4	5	5	5	5	5

【教育にかかわる相談について】

担任や管理職以外にも本校の相談員やスクールカウンセラー（SC）へ相談することができます。相談は予約制です。相談員や SC の勤務日に、相談室直通電話に連絡して直接予約をすることができますのでご活用ください。☎　相談室直通電話：080-7543-3570

【学校納付金について】

学校納付金の未納が続きますと、教育活動に支障が生じます。必ず期日（口座振替の前日）までに、指定口座への入金（納入）をお願いします。なお、未納の状況に応じて、必要な法的措置をとる場合もあり得ることをご了承ください。